

新訂
国史大系『令集解』の
改版に伴う異同について

橋本久

新訂増補 国史大系『令集解』の改版に伴う異同について

わが国の律令法を研究する上で、最も基本的な史料の一である『令集解』は、成立以来、明治維新に至るまで、長らく写本として伝えられてきた。維新直後、王政復古の一大潮流の中で、明治五年（一八七二）正月に石川介の校印になる三三冊本が、最初の刊本として東京で発行された。この書は、明治年間に大いに普及したようである。

明治前半期には、現行法的性格を大いに帯びた律令法も、西欧法の本格的な繼承に伴い、再び歴史的な過去の法としての位罝に落ち着き、歴史学の研究対象と化する。この時にあたり、三浦周行博士が『校訂令集解』二冊本を、第一は大正元年（一九一二）八月に、第二は大正二年（一九一三）九月に国書刊行会

より刊行された（まもなく合本され一冊本の体裁となる）。三浦博士のもとでの校訂作業はなおも続けられるが、その成果の一端として、昭和六年（一九三一）三月に『新註皇学叢書』第二巻として、三浦周行・瀧川政次郎『令集解』が刊行された（同年四月に『定令集解釋義』として解題・本文は全く同一で、同じく内外書籍より刊行）。

これらの刊本の後を承けて、新たに田中忠三郎氏所蔵本を底本として、黒板勝美・昌夫、さらに坂本太郎博士らにより校訂されて成ったのが、『新訂国史大系』第二十三巻・第二十四巻の『令集解』前・後二冊本であり、前篇は昭和十八年（一九四三）十二月、後篇は昭和三十年（一九五五）三月に刊行された（その

後、普及版として、前・中・後三冊本が刊行されている)。この国史大系本が、現在では最も信頼に値するテキストとして広く用いられていることは、今更述べるまでもなかろう。

ところで、この『新訂増補国史大系』は全六十六冊の完成記念版

として、昭和三十九年(一九六四)七月以来、再刊され、『令集解』も前篇が昭和四十一年(一九六六)二月に、後篇が同年十一月に刊行され、その後、普及版として四冊本も刊行されている。

ちょうど、この完成記念版の刊行前後に、京都大学大学院法学研究科における森鹿三教授の東洋法史演習では『令集解』の輪読を行ない、そこでのいくつかの成果は京都大学令集解研究会として、すでに報告された通りである。私たちはいずれも国史大系本の初版もしくはその普及版を用いていたが、新しい参加者が完成記念版を使用するに至って、一部に齟齬が生ずることに気が付いた。

しかし、大学紛争・就職等々と続いた雑事に紛れ、いつしか失念しているうちに、はからずも今年五月以来、関西大学東西

おく必要があろうと考えた次第である。

殊に、私たちは京都大学令集解研究会の中で、国史大系本と国書刊行会本および枳義本との対校をたえず行ないつつ読んできたこと、また関西大学での輪読会においても諸写本との対校が水本浩典氏を中心併行して進められていることから、テキストとしての国史大系本の一字一句もゆるがせにはできなくなつてゐる。

本来は、完成版が作られた際の修正箇所が明示されていれば、このような作業は不要である。可能であれば、このメモの誤りを正す意味でも、何らかの機会に提示して頂ければ、と願う次第である。

また、国史大系本のような基本的テキストについては、刊行時に改版・改刷の経過を明記して頂けぬであろうかとも望む次第である。(一九七九・一二)

凡 例

1 旧版は、一九四三年版(前編)・一九五五年版(後編)を指すが、作業には同版による普及版(一九六四年版)を用いた。

新版は、一九六六年版(完成記念版)を指すが、これも普及版(一九七〇年版)を用いた。いずれも普及版の疑点は原版に

新訂増補 国史大系『令集解』の改版に伴う異同について

戻り確かめた。

2 本文の行数は、大字を一行とし、細字双行は各行内の右を

a、左をbとする。書入など微細字で一行ないし数行にわたるときは全体を大字一行にみなし、右よりa・b・c……の

如く名付ける(京都大学令集解研究会での用例に基づく)。

3 原則として、読法上、解釈上に変化を生ずる場合のみをとりあげる。

したがって、原版の単なる磨耗や印刷上生じた句読点や返点などの薄れたものはとりあげない。

		頁	行	
		本	文	旧 版
		頭	註	版
四五	タ	八	散位身材劣弱。	(同 上)
四六	a	五	材、義。解。作才	(同 上)
四七	a	六	釐、義。解。作理	但行事稽失者入糺判之勾
四八	b	六	勾、恐當作句、下同	但行事稽失並約此勾
四五	タ	八	耳。	耳。
四六	a	五	行事稽失並約此勾。	行事稽失並約此勾。
四七	a	六	皆約此勾也。	皆約此勾也。
四八	b	六	龍朕聖。讒說殄行。震。驚朕師。	龍朕聖。讒說殄行。震。驚朕

また、単なる活字の転倒の補正(例、一頁二行目頭註の「萬」 \downarrow 「第」)、あるいは句読点の薄れたものを新たに打ち直した場合もとりあげない。

4 旧版利用者の便宜を旨とするため、旧版の異同箇所を上欄に置いた。

5 提示した語句の右側の○・●は異同箇所を示し、●は欠けていることを示す。語句の左側の●は原文のままである。
6 本稿はあくまで異同箇所の例示たるにすぎず、校訂者からの正式な校訂箇所の提示をまつこととしたい。

七五	六二	五七	五二	五〇	四六	四五	四四
七 a	四 b	六 a	八 b	八 a	六 b	六 a	四 b
診候具。於令釋也。	辨其地域而爲之河圖。	小屬二人。	行公文皆印事狀物數及年月日。并署縫處鈴傳符。	准此文等爲證。	引无長官次官考。	言我疾讒說絕君子之行。	師。
(ナシ)	(ナシ)	間。	爲職掌之外注加故也。	爲職掌之外注加故也。	王之喉舌。	並民詩美仲山甫爲詩。	言我疾讒說絕君子之行。
六二	六二	五七	二 a	八 a	三 a	三 a	二 a
六 a	六 a	八 b	二 a	六 b	六 b	六 b	二 a
小屬二人。	少屬二人。	問。	行公文皆印事狀物數及年月日。并署縫處鈴傳符。	准此文等爲證。	引无長官次官考。	並民詩美仲山甫爲詩。	言我疾讒說絕君子之行。
間。	問。	間。	爲職掌之外注加故也。	爲職掌之外注加故也。	王之喉舌。	並民詩正義无恐衍	而動驚我衆。
七 a	七 a	七 a	七 a	七 a	七 a	七 a	七 a
診候具放於令釋也。	辨其地域而爲之河圖。	侍從說卿注訖也。	行公文皆印事狀物數及年月日。并署縫處鈴傳符。	准此文等爲證。	引无長官次官考。	並民詩正義无恐衍	而動驚我衆。
(ナシ)	(ナシ)	(ナシ)	(ナシ)	(ナシ)	(ナシ)	(ナシ)	(ナシ)
无	地	周禮作兆○河、周禮	錫、尚書注作賜	無	無	無	無

新訂増補 国史大系『令集解』の改版に伴う異同について

一 二 三	一 二 三	一 〇 一	一 〇 一	八 六	八 五	八 二	八 二	八 一	七 七	七 六	九 b
六 b	七 b	七 b	三 b	九 b	八 a	七 b	八 a	二 b	六 a	一 b	一 b
一端尔也。	三年始用銅錢。	軍旅之役。	聽之。	省以 _ニ 其位 _ニ 記 _ニ 送 _ニ 治部 _ニ 也。	式部亦記 _ニ 錄 _ニ 聘 _ニ 守 _ニ 事 _ニ 也。	唯无 _ニ 有 _ニ 本姓 _ニ 文 _ニ 。	因 _ニ 相定 _ニ 也。	而每年言内 _ニ 合 _ニ 試 _ニ 一帖三	其秀才進士不 _ニ 審 _ニ 文 _ニ 宜 _ニ 別論 _ニ 也。	義解云。謂 _ニ 式部造 _ニ 伴部及資人簿 _ニ 之類 _ニ 故 _ニ 。	
紀	紀	(ナ シ)	之、軍防令无	省以 _ニ 其位 _ニ 記 _ニ 送 _ニ 治部 _ニ 。	守、東本作等、似是。	(ナ シ)	因 _ニ 原作内 _ニ 、今從萩本	而每 _ニ 千言内 _ニ 合 _ニ 試 _ニ 一帖三	其秀才進士不 _ニ 審 _ニ 文 _ニ 宜 _ニ 別論 _ニ 也。	義解云。謂 _ニ 式部造 _ニ 伴部及資人簿 _ニ 之類 _ニ 故 _ニ 。	
一 端	示	也。	軍旅之役。	必可 _ニ 注 _ニ 給 _ニ 之狀及授案 _ニ 。	(同 上)	唯无 _ニ 有 _ニ 本姓 _ニ 文 _ニ 。	內 _ニ 相定 _ニ 也。	說文。長六寸。	言 _ニ 。	而每 _ニ 千言内 _ニ 合 _ニ 試 _ニ 一帖三	其秀才進士不 _ニ 審 _ニ 文 _ニ 宜 _ニ 別論 _ニ 也。
紀	紀	(ナ シ)	三年始用銅錢、宜參照續	省以 _ニ 其位 _ニ 記 _ニ 送 _ニ 治部 _ニ 。	守、恐當作等。	(ナ シ)	有 _ニ 或當作給	千、原作年、今意改	論 _ニ 也。	義解云。謂 _ニ 式部造 _ニ 伴部及資人簿 _ニ 之類 _ニ 故 _ニ 。	
一 端	示	也。	軍旅之役。	必可 _ニ 注 _ニ 給 _ニ 之狀及授案 _ニ 。	(同 上)	之、廄牧令无	守、恐當作等。	千、原作年、今意改	論 _ニ 也。	義解云。謂 _ニ 式部造 _ニ 伴部及資人簿 _ニ 之類 _ニ 故 _ニ 。	
紀	紀	三年始用銅錢、宜參照續	役、三代格作設	之、廄牧令无	之、廄牧令无	之、廄牧令无	之、廄牧令无	之、廄牧令无	之、廄牧令无	之、廄牧令无	之、廄牧令无

二七一	三 b	謂子歟及近親也。	所謂長老亦必以年耆。形瘦髮白。空老內無德。	是。	七 a	臨時免役。
二七八	四 b	謂子孫及近親也。	所謂長老亦必以年耆。形瘦	亦、大智度論作相不二字	一 a	然慮猶其誤犯。
二八一	九 b	謂子歟及近親也。	所謂長老亦必以年耆。形瘦	春、恐當作奏	一三一	其俗輕蕩而忘歸。
二八四	一 a	謂子孫及近親也。	所謂長老亦必以年耆。形瘦	可、恐當作而	一三八	此所謂源清流清也。
二一四	八 b	謂子歟及近親也。	所謂長老亦必以年耆。形瘦	若、恐當作答	一三九	爲律稱「宮內諸門不立籍禁」。
二一六	九 b	謂子歟及近親也。	所謂長老亦必以年耆。形瘦	不給養。	一四三	爲律稱「宮內諸門不立籍禁」。
二一七	八 b	謂子歟及近親也。	所謂長老亦必以年耆。形瘦	每馬一匹。	四 a	爲律稱「宮內諸門不立籍禁」。
二一八	七 a	謂子歟及近親也。	所謂長老亦必以年耆。形瘦	不給養。	二 a	爲律稱「宮內諸門不立籍禁」。
二一九	六 b	謂子歟及近親也。	所謂長老亦必以年耆。形瘦	每馬一匹。	同	流、原作液、同上改、下
二二八	五 b	謂子歟及近親也。	所謂長老亦必以年耆。形瘦	不給養。	(ナシ)	同上
二二九	四 b	謂子歟及近親也。	所謂長老亦必以年耆。形瘦	每馬一匹。	(ナシ)	流、原作液、據同上改、
二三一	三 b	謂子歟及近親也。	所謂長老亦必以年耆。形瘦	不給養。	(ナシ)	免、恐當作召

二七四	八a	仍勒質。本所者。
三五六	七a	凡國郡之寬鄉可付帳不。
三六八	一b	官人入寺田宅者。
三七一	八b	餘司。
三七九	二a	謂宮内省所管諸司判部使部等
三八八	五a	然則十一月廿日以後。
三九八	八a	宜亦論罪の方。自依恒條。
四〇五	六b	徵物之事。一同國司者。
四一〇	a	然則春季解人鑰符雖至。
四四三	一	秋季以解可徵免灼然也。
復給者。 第十五回 令集解卷		
(ナシ)		
内題、據奥題補		

仍勒還。本所者。	亡律逸文改	還、原作貫、據萩本及捕
官人入寺田宅者。	餘司。	人、恐衍
謂宮内省所管諸司判部使部等	謂宮内省所管諸司判部使部等	餘司、萩本此上有非謂二字
(ナシ)	(ナシ)	(ナシ)
然則十一月廿日以後。	然則十一月廿日以後。	廿。恐當作卅。
宜亦論罪の方。自依恒條。	宜亦論罪の方。自依恒條。	廿。恐當作卅。
徵物之事。一同國司者。	徵物之事。一同國司者。	廿。恐當作卅。
然則春季解人鑰符雖至。	然則春季解人鑰符雖至。	廿。恐當作卅。
秋季以解可徵免灼然也。	秋季以解可徵免灼然也。	廿。恐當作卅。
復給者。	(同上)	復給者。
令集解卷第十五、據奥題補		

し得なかつた。

ところで、旧版と新版、さらにそれぞれの普及版の編成を見ると、次のようになる。

旧版	同・普及版	新版	同・普及版
前篇 卷一 ～ 卷一七	前篇 卷一 ～ 卷一	前篇 卷一 ～ 卷一七	第一 卷一 ～ 卷八
後篇 卷一八 ～ 卷四〇	中篇 卷一二 ～ 卷二三	後篇 卷一八 ～ 卷四〇	第二 卷一八 ～ 卷一七
		第四 卷三一 ～ 卷四〇	第三 卷一八 ～ 卷三〇

したがつて、今回指摘した異同については、早く刊行された旧版前篇のみを改訂したものといえる。ただし、不鮮明な部分を象嵌で起すことに重点を置かれたためか、訓説法については疑問ある箇所も若干見られる(例、四八七頁六a・九aなど)。

なお、本書の原稿作成の過程については、このほど出版された坂本太郎博士の『古代史の道——考証史学六十年』一四二頁に詳しく述べられており、往時の御苦労を知るにつけても、日

頃、本書を利用して頂いている学恩に深謝する次第である。

(一九八〇・一〇)